

# 文教厚生委員会 会議録

日 時 令和7年9月12日（金）

午前10時開会、午前11時44分閉会

場 所 第2委員会室

## 1 開 会

## 2 委員長挨拶

## 3 協議事項

### (1) 付託された議案の審査

- ①議案第66号 土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ②議案第67号 土浦市療育支援センター条例及び土浦市つくしの家条例の一部改正について
- ③議案第68号 土浦市ふれあいセンター条例の一部改正について
- ④議案第70号 土浦市荒川沖地区学習等供用施設条例の一部改正について
- ⑤議案第73号 土浦市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- ⑥議案第76号 令和7年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- ⑦議案第77号 令和7年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- ⑧議案第78号 令和7年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第1回）

### (2) 付託された請願の審査

- ①受理番号6 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
- ②受理番号7 ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願

### (3) 各種委員会委員の選出

- ①土浦市民生委員推薦会委員

### (4) その他

- ①土浦市立図書館一部運營業務委託プロポーザルの選定結果について

## 4 閉 会

---

出席委員（8名）

委員長	田中	義法
副委員長	矢口	勝雄
委員	吉田	千鶴子
委員	鈴木	一彦
委員	勝田	達也
委員	福田	勝夫
委員	平岡	房子
委員	根本	法子

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した者（23名）

保健福祉部長	水田	和広
社会福祉課長	川村	明弘
障害福祉課長	白田	博規
高齢福祉課長	中山	悟
国保年金課長	武井	衛
健康増進課長	佐藤	千加子
こども未来部長	真家	達成
こども政策課長	細野	賢司
こども包括支援課長	直井	洋明
保育課長	塚本	富美代
教育長	入野	浩美
教育部長	加藤	史子
教育総務課長	山口	晃一
学務課長	塚本	耕司
学校給食センター所長	渡辺	直子
生涯学習課長	矢内	良則
図書館長	武藤	修美
文化振興課長	佐賀	憲一

博物館副館長	関口 満
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	比毛 君男
スポーツ振興課長	日高 寿志
指導課長	郡司 茂樹
人権推進課ダイバーシティ推進室長	平本 容子

---

事務局職員出席者

主 幹 高橋 陽平

---

傍聴者（なし）

---

○**田中委員長** ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。本日、委員会室内において体調管理のために水分補給を許可いたします。本日は当文教厚生委員会へ付託されました議案が8件、新規の請願が2件、各種委員会委員の選出が1件、その他が1件ございます。新規の請願のうち受理番号7、ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願の請願者から意見陳述の希望があり、陳述者の方にお越しいただいておりますので、協議事項（1）付託された議案の審査に入る前に、先に協議事項（2）付託された請願の審査に入ります。意見陳述がございますので、はじめに、受理番号7、ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願についてとなります。資料は、文教厚生委員会、令和7年、9月12日開催を準備いただきたいと思います。資料②となります。まず事務局が請願書を朗読した後に、陳述者に意見陳述をしていただきます。それでは、事務局より朗読をお願いいたします。

○**高橋議会事務局書記** 請願書を朗読させていただきます。2ページをお開き願います。ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願。要旨。内閣府が2023年3月に公表した「こども・若者の意識と生活に関する調査」によると、ひきこもり状態にある人は、15歳から64歳までの年齢層の約2%、146万人に及ぶと推計されており、幅広い世代のニーズに対応した支援が求められている。また、KHJ全国ひきこもり家族会連合会の調査などによると、ひきこもり状態の人のうち40代と50代が全体の4割を占めているほか、ひきこもり期間が10年以上となるケースが最も多いなど、ひきこもりの高齢化や長期化が進んでおり、80代の親が50代の子を支える、いわゆる「8050問題」を始め大きな社会問題となっている。

ひきこもり支援に関係した法整備については、2010年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」があるが、対象が40歳未満という若者世代に限られており、また、2015年に施行された「生活困窮者自立支援法」は対象を「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に限定していることから、それぞれの法の隙間で支援を受けることができないケースが生じている現状がある。また、国においては、ひきこもりの支援の核として、2022年度から相談支援、居場所づくり、ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を開始したものの、実施は一部の市町村にとどまっている。このような状況を踏まえ、ひきこもり状態にある全ての世代の人を支援対象とするとともに、必要な施策や支援体制等を明文化し、ひきこもりの人が全国どこでも必要な支援を受けられるよう、国に対して、ひきこもり支援基本法の制定を強く要望する。下記にその要望の基本を提示する。1、ひきこもり状態にある当事者、それを抱える家族に対して当該者のニーズに応えた支援を伴走型で行う支援体制を整えること。2、「子ども・若者育成支援推進法」「生活困窮者自立支援法」を柔軟に運用し、ひきこもり状態の人への具体的な支援が届くようにすること。3、当面、厚労省「ひきこもり支援推進事業」を全国の自治体が法的義務として受け止め、取り組めるようにすること。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を請願します。以上になります。

○田中委員長 つぎに、陳述者の方に意見陳述をしていただきます。陳述者におかれましては、陳述内容から逸脱することなく概要をお述べください。逸脱するようなことがあれば、委員長のほうから注意をいたしますので、御了承いただきたいと思います。なお、陳述していただく時間は10分間となります。陳述終了後に請願の審査に移りますので、よろしくお願いたします。資料は②-2を御準備ください。それでは、意見陳述を始めてください。

○意見陳述者・・氏 1ページ目、補足資料になります。ひきこもり基本法の請願書の理由を少し補足をするところから始めたいと思います。厚労省がまとめたものです。①22年度から、より住民に身近な所で相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指して、ひきこもり地域支援センターの設置主体を市町村に拡充した。それを受けとめてやってくれた自治体が2年後、24年度38自治体、全国自治体数1,741の2%、これをわずか2%と見るか、2%までいったというふうに見るか少し微妙です。②新たなメニューとして、ひきこもり支援の核となる相談支援、居場所づくり、ネットワークづくりを一体的に実施するひきこもり支援ステーション事業を開始した。2年後、受けとめたのが110自治体6%、③ひきこもり支援の導入として8つのメニュー、相談支援、居場所づくり、連絡協議会・ネットワークづくり、当事者会・

家族会開催事業などから任意に選択し実施するひきこもりサポート事業を開始した。2年後、155自治体9%にとどまった。すなわち、厚労省はひきこもり支援事業の具体策を丁寧に示し、予算化もしたが、事業主体の市町村自治体での事業の進捗状態には大きなばらつきがあるということになります。全国的な底上げのためにも、法律の制定が必要と考えます。事業推進の土台法、根拠法が必要と考えます。以上が補足になります。次のページにいきます。@のひきこもり状態の定義についてですが、厚労省の10年前のものを御紹介します。様々な要因の結果として、社会参加（義務教育を含む就学、非常勤を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形の外出をしても良い）を指す現象概念です。そして、内閣府はこの1月に少し訂正しました。6か月以上のという期間は削除し、また、何らかの生きづらさを抱えている状態という大きなくくりの説明も付け加えています。@のひきこもり状態の分類についてですが、こども庁が令和6年度調査して、それを整理してくれました。①狭義のひきこもりが3種類ありますと内訳をしています。自室からほとんど出ない3%、自室から出るが、家からは出ない15%、普段は家にいるが、コンビニなどに出かける。僕たちの実態から言いますと、夜中にフードをかぶってコンビニに行く。何もしゃべらないけど、欲しいものが手に入るというふうなことはよくある状態です。それらを含めて狭義のひきこもりということで合計53%。それから、②準ひきこもりという概念でも整理しましたようです。普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のみだけ外出する。こういう方は47%いる。どこに出かけるのかということは、私たちの実態調査で後ほど説明したいと思います。めくっていただいて、ページ3になります。3)のところ、ちょうど真ん中辺になります。ひきこもった原因、背景は三つあると。生物的要因、心理的要因、社会的要因、実態は生物的要因、心理的要因という個人的な要因よりも社会的要因が大きいと考えられる実態があります。社会的要因として、①いじめ、②親の不適切な関わり（過剰な過干渉や過保護など）、③過酷な労働環境や職場の人間関係、④社会的偏見（ひきこもりは甘えや怠けだ、自己責任だ、子育ての問題だという風潮）の中で、ますます親も子供もひきこもる状態が続いています。内閣府2018年調査で、中高年のひきこもりのきっかけについてとあります。その中の項目として、退職や人間関係、職場になじめないを含めて55%もあるんです。つぎに、ひきこもり者の8割近くは実は就労の経験があるという状態も見逃せない実態です。めくっていただいて、4ページと5ページの2ページをちょっと飛ばしたいと思います。時間の関係で6ページになるかと思えます。補足資料のCなのですが、KHJ全国ひきこもり家族会連合会のひきこもり実態調査よりということで、去年の1月から3月までの実態調査です。本人、郵送で回収73、web回収72、計14

5。家族、郵送で回収307、web回収159、466。本人家族合わせて、合計621名です。その当時のKHJの組織状況は40都道府県に55支部ありまして、会員数は三千数百名でした。そのところから集約した御報告になります。真ん中辺の四角、ひきこもり年数ですが、5年から10年が28%、10年から20年が30%、20年から30年が21%もあります。親の年齢はというと、60代が29%、45%と父親、母親の年代になります。70代が父親46%、母親29%、ここが大きな割合を占めています。それから、一番下の四角、本人が家庭内で行っている家事はどうかということで、親子関係が行き詰まっていると親の顔も姿も見たくないということで、親からすれば5年も10年も実は子供の姿を見てないというのも間々あることなんです。それから、後ろ姿程度は見て髪が相当長いとか、そういうふうに本当に行き詰まった関係ではそうなのですが、ただそういう関係が少し改善してくると、家事に関わろうという、少しは役に立ちたいとか、何にもしてない、働いてもいないんだから少しは貢献しなきゃいかんという気持ちも出てきます。それから、生きる活動の訓練にもなっているというふうに思われます。どういうことかということで中身を見ますと、食事の片付けをしているが50%、調理をしているが39%、めくっていただいて、留守番をしているが36%、この留守番をしているというのはどういう意味かということ、例えば宅急便を受け取るとか、近所の人 came ときには頑張っ て対応しようとしてるとか。でも、対応は難しかったけどというのもあるのですが、自分としては留守番をするよという意識です。そんなことがあります。それから、外出先ですが、これは本人の調査と家族が我が子の実態を判断しての調査結果、多少ずれがあるんですけど、御覧ください。スーパーは73%が本人は行ってるよと。家族調査では少ない47%。コンビニに行ってるよというのが本人も56%、家族も51%。それから、支援機関や医療機関に行っている、本人は54%、でも、家族は0.4%なんです。実はどこに行ってるかというのは、家族は親子関係がまずい中でよく知らない、あるいは親は働いているので、日中どこに行ってるか実は知らないというようなこともあります。最後のページ、8ページになります。ひきこもりのきっかけは何かという調査結果ですが、学校での人間関係50%、それから、家族関係、就職・転職活動の失敗、職場での人間関係、この辺が上位を占めているということで、これは内閣府の調査ともかなり一致した実態になります。以上が時間内での説明になるかなと思います。ありがとうございました。

○田中委員長 ありがとうございました。審査に入る前に委員から陳述者に何か聞いておきたいことはございませんか。

○勝田委員 何点か教えていただきたいことがございまして、ひきこもり状態の方が解消されずに、面倒を見てくれる人が高齢でもうできなくなったとか、亡くなること

もあると思います。そうした方というのは、全国にたくさんいると思いますが、その後どのようなものなのでしょう。

○意見陳述者・・・氏 まず事件になる場合ということで、これも全国的に、僕達は情報とか会合を毎月開いているので、事件の例から言いますと、要するに親が亡くなったら何をしたいか分からないので、そのまま親を放置しているとか、どこかそっと片隅にというお話を聞いたこともあります。それから、御本人自身が自分も食べることも結局は底をついてくるので、結局は何もしないで、実はその連絡が取れてない人が亡くなっていたということで、警察との関係で事件として初めて知ったんだと。そういう悲惨な例もポツリポツリと情報交換の中で聞こえてきました。それから、もう一つはですね、親御さんが80代になると自分自身が要介護状態になって、ケアマネージャーとか介護士さんが入ってきますよね。そうすると、隣の部屋とか2階のほうに物音がするというのを気づかれて、それで、ケアマネさんとか介護士さんが何か音がするんですけど、どなたかいるんですかと言うと、いや実は息子がいるとか、娘がいるんだとかって、そうなんですかというふうにして、次に来た時に声を掛けてみようかというふうにする。実はそのお母様の様態からしたら、もしあなたが家にいるんだとしたらこういうことを日中手伝ってあげたら、お母さんが少しは助かると思うので、そういう家族の一員としてちょっと協力してくれませんかというふうにお願ひしたら、分かったというふうに受けとめてくれたという関係性があると、何かこう活動しながら、自分はじゃあ今後どう生きるのかということで、そのケアマネさんとのやりとりの中で支援機関のほうにつながるという、その良い方向性、流れが作られたというの、こちらのほうは事件よりも多いです。

○勝田委員 もう1点、ひきこもり支援ステーションの設置というようなことだと思いますが、これはどういったものかというのは、今の御説明の中で少し理解できたのですが、実際に実施をしている自治体で利用されている方のお声とか、そういったものを聞いていることがあれば教えていただけますか。ステーションの利用者がどのような感想をお持ちになってるかということ、あるいはそのステーションのおかげでひきこもり状態の解消につながっているとか、そういったことというのは聞かれていますか。

○意見陳述者・・・氏 例えば身近なところで神栖の例でいいますと、農福連携みたいにして、その有志の方はですね、最初障害者を受け入れる形でやってただけで、自分の情報の中で不登校、それから、ひきこもりの方も少し元気が回復して外に出て、その就労まではいかないんだけど、何か外に出る、あるいはちょっと小銭稼ぎができるとか、あるいは体慣らしをしたいとかということで、障害者作業的な農福連携の事業のところに参加したいという、そういうことの声かけをする、そういうことの中か

らそれが継続的に週1回から週2、3日になるとかというふうにして動き出して、そして、そういうことをやってたのを神栖市のほうが予算化するというふうにして、自分で来れる人は来てくださいと。来れない人は送迎の手配もする。そういう点での補助金を出すので、できる限りひきこもりの方は免許をまだ取れる状態でないぐらいに、要するにひきこもっていた人、でも、何か外に出ようというところまで思いがある人は送迎をしてもらえれば、そういう社会参加、就労的な部分に参加できるというふうな、そういう実例も生まれてきていますので、できる限りそんなシステムも身近なところでできると良いかなという感じです。ただ、全国的には146万人の、これは感覚なんですけど、よく話をお互いするんですけど、6割から8割は孤立・孤独状態で、しかもその半分以上は親子関係がうまくないから家族とも顔を合わせないようにして、夜中にこっそり冷蔵庫から食べ物を食べてと。それから、すれ違うけど、挨拶はしてない状態だというような親子関係の中での孤立状態の人が、もう6割、7割いる状態だと。これをどうするのか。そしたら、親が相談に行きたいと言っても良い場所はどこなんだろうっていうね。このひきこもりは社会の問題だよと。親の責任や子供の個人の責任じゃないんだよということをどれだけ宣伝したり、声掛けのきっかけをどれだけ作るのかということがもう焦眉の課題かなというふうなことだと、僕たちは考えています。

○吉田(千)委員 長年こうした活動に精通をされてきてるということで、本当に敬意を申し上げます。大変申し訳ありません。まずKHJ、これは何の略なのか。そもそものところをちょっとまずは教えてください。

○意見陳述者・・氏 今年で25年目を迎える全国組織なんです。それで、Kというのは家族、Hはひきこもり、それでジャパンで、KHJというふうになります。

○吉田(千)委員 まず確認なんですけれども、今回はひきこもり基本法の制定というものを国に求めたいということですね。今まで2010年に施行された子ども・若者育成支援推進法があるけれども、これもやっているところもあるけれども、その後の2015年にも生活困窮者自立支援法を対象にした、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある者に限定しているという状況があるよと。それから、22年度からは相談支援、居場所づくり、ネットワークづくりを一体的に実施するひきこもり支援ステーションというものも開始したけれど、まだまだとても道半ばというか、実施は一部の市町村にとどまってるよと。こういった様々な観点から、国においてこれらを全て網羅したようなひきこもり基本法の制定を求めるといふ、そういったものを今回求める意見書ということでの請願ということでのお願いでしょうか。そこをちょっと教えていただきたい。

○意見陳述者・・氏 一言で言いますと、例えば最近で言うと、ヤングケアラーってありますよね。あれは1、2年で一気に法律になったんです。なぜかという、学習権を保障しなきゃいけない若者たちが家事のために、家庭のために学校も行けなくて、あるいは遅刻する状態で、家事の中にとどまざるを得ないという、これはおかしいよというふうに皆さん理解したわけですよ。本人のせいじゃないんだ、環境のせいなんだと。ところが、ひきこもりは誰のせいですかと。あなたの生き方の考え方のせいでしょう。そういうのが根強くあるんですよ。それから、もう一つ問題は、いろいろなことをアドバイスしたり支援しようとしても、本人がその気にならないと出れないことなんです。最終的にはやっぱり本人なんです。本人は何で出れないのかと言うと、社会が怖いからなんです。人間関係でも傷ついて、トラウマ状態になったから、いや私はあなたに対して親切にしようとしてるんですよと言っても、それを信頼する関係性がなければ、受け止めて本人が安心するという関係性がなければ、言葉でいくら言われたって人間って動けないから、結局回避行動というか、様子を見てということで、動けなさはずっと抱えることになるんです。結局はですから、じゃあどうすれば良いんだということで、本人も家族も人間不信という塊の中で、もう自分自身の感情、考え方もなっているので、外に言うなんてことは発想として出てこないんですよ。本人からは。家族も親戚からお前何やってんだ、そっちのお嫁さんは子育てどうしたんだみたいなこともひっくるめていろんな傷つきを経験しているので、自分自身の生活範囲も狭くなって、結局は誰にも相談できない、自分の子育ての失敗じゃないかっていうことで、これもまた声に出せないという状態の中で、よく分からないけど、あそこのうちにはどうも昼間からその子供がいるみたいだということで、分かっちゃいるけど手が出せない状態が146万人の7割、8割ぐらいはいる状態なんじゃないのかというので、気にはするけど手が出せなかったんです。ところが、KHJの全国の家族、親の中で、このまま自分が70、80になって死んだら、子供はどうなるんだということで、ようやくこの数年前からもう黙っていられないんだと。死ぬ前にやることがあることに気づいたと言って、ちゃんと我が家にはひきこもりの子がいますというふうにお互いに顔を出す、名前を出すという行動をして、初めてこの基本法ということを思いついてというか、今まで言われていたんだけど、それを本当に求めないと子供が生きていけないと。親の亡き後というせっぱ詰まった思いで声を上げ始めたというのが、この基本法の制定ということです。

○吉田（千）委員 本当に心のこもったお話を今伺わせていただきました。当事者、ひきこもってしまった御本人、また、それを抱える御家族の苦しみというのはなかなか本当に分からない。だけれども、分からないで済ませることではなくて、本当にそのことを見ながら、共有できるような場所、そして、それを支援できるようなところ

を作るといふか、そういうものを目指していきたいということでの、ここに3点書かれておりましたけれども、当該者のニーズに応えた支援を伴走型で行う支援体制、そういうことを整えること、あるいはその後ひきこもり状態の人への具体的な支援が届くようにすること。この辺本当にその二つが書かれておりました。子ども・若者育成支援推進法、それから、生活困窮者自立支援法を柔軟に運用して、本当に困っている人、そこにしっかり具体的に支援が届くようにするということが大きな制定に向けての中身で、そういうことで私は理解をしたのですが、それでよろしかったでしょうか。

○意見陳述者・・・氏 施策を打ち出している厚労省も柔軟に市町村を受け止めて、今ある法律を生かしながらやって欲しいというのを今日お配りしたこのロードマップの中にも一生懸命、厚労省はその柔軟さを含めてこういう方法でこうやれるんじゃないかということを一生涯懸命提案し、予算化もしているという、その一端を今日資料を補足させてもらいました。

○吉田(千)委員 24年度の厚生労働省のロードマップということで、こういうロードマップももう既にできてるといふ、そういう状態にあるということを理解いたしました。

○田中委員長 ほかにいらっしゃいますか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 質問も出尽くしたようですので、これから審査に移ります。陳述者は傍聴していただくか、退席していただきますようお願いいたします。

○意見陳述者・・・氏 どうもありがとうございました。

(陳述者移動)

○田中委員長 委員の皆さんは執行部に何か聞いておきたいことはございますか。

(「はい」という声あり)

○田中委員長 それでは、執行部に入室してもらいます。

(執行部入室)

○田中委員長 それでは、各委員の御意見等をお伺いいたします。また、執行部に質問がある方は一緒に御質問をお願いいたします。

○矢口副委員長 執行部の皆様方は今の請願の内容はきっと御存じだと思います。ひきこもり基本法の制定を求めるといふことで、今、各自治体間でバラバラなこのひきこもりに対する対策を国のほうで法律をきちんと制定して、全国統一でやってくださいよという趣旨だったと思いますが、まず執行部にお伺いしたいのは、本市がひきこもりに対してどのような対策を行っているのか、お答えできればお願いしたいと思います。

○白田障害福祉課長 本市のひきこもり対策の状況でございますが、まず本市のホームページ、ちょうど障害福祉課のところにホームページを掲載している内容をちょっとお伝えしたいと思います。体制といたしましては、所属をここだとか限定的ではなくて、ひきこもるに至る家庭の状況、いろいろな理由があろうかと思えます。ということで、本市のほうもいろんな所属が関わるような形をとっております。ひきこもりのことということで、相談窓口を御紹介しますと、社会福祉協議会で行っています自立サポートセンターというのを始めに、健康増進課、障害福祉課、人権推進課のダイバーシティ、高齢福祉課と、いろいろなそのひきこもりに至った理由がもしある程度絞られてくれば、そちらで相談をする。そして、その課が専門でやるわけではなくて、いろいろな課が関わりを持って対応していきましようという形の体制をとっている状況でございます。

○田中委員長 手を挙げていない方、全員から一言ずつ意見を聞きたいと思えます。平岡委員お願いします。

○平岡委員 年齢的にいわゆる大人世代がひきこもりが非常に多いということで、その元にある子供時代というのもあると思えますが、世の中に出てうまく立ち回っていけないところからひきこもりになったり、家族と付き合いがけなかつたりということで、本当にこんなにもたくさんの方が引きこもっていらっしゃる。そして、驚いたのは、就労された経験があるということなのですが、そういった中でつまずいていく、本人、そして、家族を支援していくというのは、白田課長からも土浦市としても窓口はあるよということなのですが、なかなかそこまで当事者に届いていないという部分は結構あると思えますので、これをもっと周知させていきたいということと、やはり法的措置というのは必要なのかなという思いをお話を伺って感じました。

○吉田(千)委員 様々なお話を伺い、また、当市の今の対応の現状も伺うことができました。そういった中で、この問題は様々なその思いを抱いている人のところに違いが出ているとか、様々あるというひきこもりに至る状況、その状況が様々あるという中で、本当に対応が厳しいとか、そこが本当に大変なところだとは思いますが、であればあるほどきちっとどこまで、その人の心に関わることで、難しいところはあるとは思いますが、厚生労働省もロードマップというものを、ひきこもりの中でどういうふうにしていくかというものもできているようでございますので、国においてその辺を路線とか、何かきちっと出させていただくということが、ひきこもり基本法の制定をしていただいて、また、それが県あるいは市町村、そういったところで具体的に何をどうすれば良いのかということが見えるようなものになっていただきたいなという思いがございますので、私はこの請願に対して採択という立場でお話をさせていただきました。

○**根本委員** お話を聞いて、本当にお子さんだけではなく、大人のひきこもりの方もいらっしゃるということ、また、その親も本当にその相談をするところがなくて抱えている方がいらっしゃるということなど、たくさんの実態を教えていただきまして、本当に心が痛む思いでございました。私の身近な人でも、そういう方が何人かいらっしゃいまして、本当に今自治体とかで相談窓口があると言ってもなかなかそこに行けない状態だったり、お子さんを連れていけない状態だったり、そういうことがあるので、説明にあったように、国の施策があっても法律がないとなかなか自治体が動きにくいというところを聞いて、本当にそうだなということを思いました。まずここができてから、本当に私たち自治体が新しい窓口を作ったり、そういうことを考えていただいて、本当に一人でも多くの方がそういう相談に行けるような、そういう体制を作っていければと思いますので、私もこのひきこもり基本法に対しては採択という思いでおります。

○**福田委員** お話を聞いて、いわゆる子供の時に不登校で、大人になってからのひきこもりですね。この子供と大人の自殺が、日本という国は異常に多いんですね。これはサミット7か国のところでも珍しいです。この現象は。やはり大事なものは社会的に本当に支えてやらないと。ですから、こういう提案は非常に大事なことだと思います。

○**鈴木委員** 法制定に関しては私も採択です。法ができることによって、国、県、市と窓口が決まってくるわけですね。現状、土浦市にも窓口はありますということで、それは理解できます。ただ、法ができることによって、各自治体がそれぞれ決まった窓口を設けて対応できるという体制が必要になってくると。それは、例えば平成の前半、元年から5年ぐらいにかけて大分、不登校の問題が学校の現場で話題になりました。その時に不登校だった人が社会に出て活躍できている人もいれば、そうでない人もいます。不登校から今度ひきこもりという位置付けになって、家庭内にこもってしまうと、親はどうすれば良いかと。そうすると、やっぱり役所の窓口に行こうとするけれども、まずどこに行けばいいか分からない。行ったところで、医学的な部分での障害とか何か証明されて、障害福祉とか社会福祉のほうの管轄になっていくのか。そうではない状態で、宙ぶらりんのまま長年引きずってしまっているというのが今の社会の現状で、これはもう全国一緒だと思います。そういう人たちを何とかしなければいけないという思いで、このひきこもり基本法を作っていくという運動をされていると思うので、それ自体は非常に良いことです。ただ、問題は、法律は国会で十分に審議していただかないといけません。今日ここに3つの部が来ていますが、義務教育課程までは教育委員会のはんちゅう、後はこども未来部がどういうふうに関わっていくとか、最終的には多分、保健福祉部が引き受けるような話にはなってくると思いますが、そういうところが法律ができることによって、それぞれそういう部署を作る必

要性が出てきたりということで、行政側もある意味やりやすくなっていく部分もあるということで、私は賛成です。

○矢口副委員長 お話、そして、このカラーのチラシを拝見しまして、とにかく語り合いましょうというそういうスタンスはとても身近で良いし、また、それが大事なんだなと気づかせていただきました。そもそもひきこもりというのは、外から見えないわけですね。義務教育であれば、不登校という形で学校を中心に対策をしていくわけですが、成人してしまうと、もう家庭の問題、個人の問題として捉えがちだと思います。しかし、これは社会全体の問題なわけです。これから人口減少がどんどん進んでいく中で、こういった方が増えていくというのは、もう社会全体として大きく捉えなければいけない。その中で今お話があったとおり、市町村によっての対応の仕方が違うということで、やはりこれは国できちんとした法律を制定して、統一した対策をとっていくという考えは非常に共感できる場所です。ということで、私も採択のほうに意を表したいと思います。

○田中委員長 そのほか御意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 それでは、受理番号7について、まず継続審査としたほうが良いという方はいらっしゃいますか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 それでは、採決いたします。本請願を採択する方は挙手をお願いいたします。

(7名全員挙手)

○田中委員長 全員賛成で採択とすることに決しました。ただ今採択いただいた請願書に対して提出する意見書文案の審査をお願いします。意見書案の提出先について私から提案が2点ございます。1点目は、宛先となっている大臣名についてになります。2024年10月に石破内閣が発足し、孤独・孤立対策担当大臣が内閣府特命担当大臣(共生・共助)に変更されておりますので、こちらを修正するということが1点目です。2点目は、意見書の内容に子供に関する内容が含まれていることから、文部科学大臣を提出先として追加してはいかがかということです。皆様、この2点についていかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○田中委員長 それでは、その2点を踏まえた上で委員会提出議案を提出したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。つぎに、受理番号6、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願につい

てとなります。資料①をお開きください。はじめに、事務局より請願の朗読をお願いいたします。

○高橋議会事務局書記 事務局より請願を朗読させていただきます。2ページをお願いいたします。教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願。請願趣旨。学校現場では、子供の貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠です。2021年3月の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準は2025年度までに35人に引き下げられました。また、中学校においては2026年度から引き下げる方針となっています。今後は高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動を進めるために、更なる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、豊かな子供の学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持、さらには、国庫負担率2分の1への復元が必要です。今国会では、学校の働き方改革の推進と教員の処遇改善を図るとして、給特法等の一部改正法案が国会に提出されています。法案では、学校の働き方改革について、自治体での体制整備が図られるものの、業務の3分類を始め実行は自治体ごとの対応となっています。確実な推進のためには、国による財源や人の配置などの支援が不可欠です。こうした観点から、政府予算編成において裏面の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を請願いたします。以上になります。

○田中委員長 それでは、各委員の御意見等をお伺いいたします。また、改めて執行部に質問がある方は一緒に質問をお願いいたします。

○勝田委員 これは例年出しているものと同じものですね。

○高橋議会事務局書記 同じになります。

○勝田委員 であれば、私は採択で質問ありません。

○田中委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 それでは、意見等がないようですので、まず継続審査としたほうが良いという方はいらっしゃいますか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 それでは、採決いたします。本請願を採択とする方は挙手をお願いいたします。

(7名全員挙手)

○田中委員長 全員賛成で採択とすることに決しました。ただ今採択いただいた請願書に対して提出する意見書文案の審査をお願いいたします。原文のままでよろしいでしょうか。

○鈴木委員 一応文言の修正を正副委員長に一任したいと思うので、そこだけ皆さんに確認を取ってください。

○田中委員長 今鈴木委員から意見が出ましたが、文言については正副委員長に一任ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○田中委員長 それでは、以上で付託されました請願の審査は終了となります。後ほど委員の皆様には意見書に署名をしていただきますので、よろしくをお願いいたします。つぎに、協議事項(1)付託された議案の審査に入ります。資料は、本会議、令和7年、第3回定例会、事前配付資料、議案第64号から81号を御準備ください。委員の皆様にはお願いです。審査の中で委員長報告の中に意見として入れたい事項がありましたら、意見として入れたい旨を発言してください。はじめに、①議案第66号、土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○塚本保育課長 それでは、資料の11ページをお願いいたします。議案第66号、土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明させていただきます。本条例は保育所、認定こども園等のほか、小規模保育事業等の運営に関する基準を定めた条例であり、今回の改正は子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、本条例において引用している条項にずれが生じることから、整合性を図るため、条例の一部を改正するものでございます。施行日につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正施行日に合わせ、令和8年4月1日から施行いたします。

○田中委員長 何か御質問等ございますか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 それでは、採決をいたします。議案第66号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、議案66号、土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、②議案第67号、土浦市療育支援センター条例及び土浦市つくしの家条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○白田障害福祉課長 議案第67号、土浦市療育支援センター条例及び土浦市つくしの家条例の一部改正について御説明いたします。改正理由ですが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法の一部改正に伴いまして、この法律の条項を引用しています本市療育支援センター条例及びつくしの家条例の一部を改正するものです。次のページを御覧ください。改正の内容ですが、当該本市の条例は地方自治法第244条の2で規定されます設置及び管理に関する条例で、療育支援センターとつくしの家が行う事業内容も定めており、その条項は総合支援法の一部を引用しております。このことから、この度の障害者総合支援法の一部改正を受けまして、事業内容を定めている箇所、条項の一部を総合支援法の条項に合わせ、改めるものになります。改正します箇所は資料にありますとおり、療育支援センター条例は計画相談支援と基本相談支援の2か所、つくしの家条例は就労継続支援の1か所でございます。施行予定日ですが、総合支援法の一部改正の施行日に合わせまして、令和7年10月1日といたします。

○田中委員長 御質問等はありませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 それでは、採決をいたします。議案第67号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第67号、土浦市療育支援センター条例及び土浦市つくしの家条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第68号、土浦市ふれあいセンター条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○中山高齢福祉課長 それでは、議案書のほうは15ページになります。議案第68号、土浦市ふれあいセンター条例の一部改正について。改正の理由でございますが、子供から高齢者までの幅広い年代で利用できるプールと風呂を中心とした福祉施設であるふれあいセンターながみねにつきまして、昨今の人件費や物価の高騰に伴い、現在の利用状況とサービス内容に合った料金体系となるよう、受益者負担の原則に基づき料金設定を見直し、条例の一部を改正するものでございます。改正内容につきましては、利用料金の見直しとともに、施設内のエリア、部屋などの名称を変更するも

のです。議案書の16ページから21ページは、改正する条例案となっております。21ページをお願いいたします。施行期日につきましては、令和8年4月1日でございます。市民の皆様への周知、特に現在利用されている方々には、4月までの間に時間をかけて丁寧に説明をしてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

○田中委員長 これに対して御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 それでは、採決をいたします。議案第68号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、議案68号、土浦市ふれあいセンター条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第70号、土浦市荒川沖地区学習等供用施設条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○矢内生涯学習課長 議案書の24ページ、25ページをお願いいたします。議案第70号、土浦市荒川沖地区学習等供用施設条例の一部改正についてでございます。荒川沖地区学習等供用施設は、地域住民で組織します運営委員会を指定管理者として施設運営しており、東部地区の施設については、公共施設等再編・再配置計画に基づきまして令和12年に地元へ移管する方向性が決定したところでございます。本条例では、指定管理期間を10年間と定めていることから、施設の移管時期に合わせて柔軟に指定管理期間を短縮できるよう規定を追加するもので、一部を改正するものでございます。施行日は令和8年4月1日となります。

○田中委員長 これに対して御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 ないようなので、採決をいたします。議案第70号は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第70号、土浦市荒川沖地区学習等供用施設条例の一部改正については、原案どおり決しました。つぎに、議案第73号、土浦市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○塚本保育課長 それでは、資料30ページをお願いいたします。31ページ以降が制定予定の条例案となります。議案第73号、土浦市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明をさせていただきます。本条例は、来年度から全国の自治体で実施されることも誰でも通園制度について、市が本制

度の事業である乳児等通園支援事業を認可するに当たっての設備及び運営について、その基準を定める条例の制定でございます。こども誰でも通園制度の具体的内容でございますが、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するために創設された新たな通園制度でございます。対象児童は保育所に通っていない生後6か月から満3歳未満の児童を対象としており、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できます。実施事業所としては、保育所、認定こども園、小規模保育事業所等、基準を満たしていれば実施可能で、事業実施には市の認可を受ける必要がございます。今回制定する本条例は、市が事業認可するに当たっての基準を定める条例の制定で、公布の日から施行するものでございます。

○**田中委員長** これに対して何か御質問等ございませんか。

○**吉田(千)委員** この制度をしっかりと進めていただきたいという思いでございます。そうした中で、受入側の保育士の先生方がお子さんを預かる、そういったところが大きくなるわけなので、その辺の手当をしっかりとしていきたいなというふうに思っておりますが、その辺に対する考え方はいかがでしょうか。

○**塚本保育課長** 吉田委員おっしゃるとおりに、現在は通常の保育でも保育士不足のほうが言われております。そうした中で、国においては先行自治体が既に事業を実施しているわけですが、その実施内容について検討会のほうで議論を行ってございまして、その中で来年度から全国の自治体での本格実施に向けた取りまとめを行っている状況でございます。人材確保ということで、この事業を安定させて運営するには、その体制を整える必要があるということは国のほうでも認識しているところであります。その解決策として一つなのですが、保育所等のほうで今公定価格と言って、国が定めた基準に基づいて子供一人当たりの費用が総額で出されるのですが、その給付をすることで安定した雇用をしていただくというような方策を検討しているところでございます。ただ、現時点ではその詳細な給付額のほうは示されておりませんが、こうした国のほうの状況を各民間事業所等にも出次第周知しまして、安定した雇用の下でこの制度がしっかりとやっていけるように、市としても周知を徹底していきたいと思っております。あわせて、保育士の研修等についても必要な研修を受けていただくように指導をしてまいりたいと考えております。

○**吉田(千)委員** 本当に保育士の方々に手厚い対応が求められていると思いますので、これからも是非ともその点を考慮していただきながら、安心してお子さんを預けられる、そういう体制になっていただくことを願っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○福田委員 吉田委員と私も同じでかぶるのですが、これは初めての試みですよ。保育士さん、子供を預ける側の保護者の皆さんによく説明をして、双方に納得してもらってこれからの運営に当たっていただきたい。よろしくをお願いします。

○田中委員長 ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 それでは、採決をいたします。議案第73号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○田中委員長 異議なしと認めます。よって、議案第73号、土浦市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案どおり決しました。つぎに、議案第76号、令和7年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)を議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○武井国保年金課長 議案書の68ページをお願いいたします。議案第76号、令和7年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について御説明いたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,448万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ132億3,264万8,000円とするものでございます。まず歳入から説明させていただきますので、73ページをお願いいたします。8款繰越金、1項、1目繰越金につきましては、令和6年度決算剰余金による繰越金7,448万2,000円の増額でございます。つづきまして、歳出でございます。74ページをお願いいたします。5款基金積立金、1項、1目基金積立金につきましては、決算剰余金による繰越金7,448万2,000円を財政調整基金積立金に積み立てるものでございます。

○田中委員長 何か御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 それでは、採決をいたします。議案第76号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○田中委員長 異議なしと認めます。よって、議案第76号、令和7年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)は、原案どおり決しました。つぎに、議案第77号、令和7年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)を議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○武井国保年金課長 議案書の75ページをお願いいたします。議案第77号、令和7年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について御説明いたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ677万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総

額をそれぞれ26億7,712万5,000円とするものでございます。令和6年度決算に伴う剰余金及び保険料還付金について補正をお願いするものでございます。歳入から説明させていただきますので、80ページをお願いいたします。4款繰越金、1項、1目繰越金につきましては、令和6年度決算剰余金による繰越金590万6,000円の増額でございます。5款諸収入、2項、1目保険料還付金につきましては、被保険者への過誤納金に係る保険料還付金に不足が生じたため、86万7,000円の増額をお願いするものでございます。つづきまして、歳出でございます。81ページをお願いいたします。4款諸支出金、1項、1目保険料還付金につきましては、歳入と同額86万7,000円を増額補正するものでございます。2項、1目一般会計繰出金につきましては、令和6年度決算剰余金による繰越金590万6,000円を一般会計へ返還するものでございます。

○田中委員長 御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 それでは、採決をいたします。議案第77号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第77号、令和7年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)は、原案どおり決しました。つぎに、議案第78号、令和7年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第1回)を議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。

○中山高齢福祉課長 議案書の82ページをお願いいたします。議案第78号、令和7年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第1回)については、令和6年度決算に伴う精算事業でございます。この補正予算案につきましては、令和6年度の介護給付費等が確定したことにより精算を行うものでございます。介護保険の制度では、事業の翌年度に精算することとなっておりますので、毎年第3回定例会にて補正をお願いしているものでございます。83ページ、84ページのほうをお願いいたします。補正予算額につきましては、歳入歳出ともに9,786万8,000円を増額するものです。補正の理由といたしましては、国・県等の負担金、交付金、一般会計繰入金については実績額が交付済額を下回ったことから、超過受入分について返還するものでございます。また、国庫補助金及び県補助金につきましては、地域支援事業の実績額が交付済額を上回ったことから追加交付を受け、介護給付費準備基金へ積立てをするために増額補正をお願いするものでございます。87ページと88ページのほうを御説明させていただきます。歳入の第3款、2項国庫補助金でございますが、地域支援事業交付金の実績による追加交付分の増額、5款、2項県補助金も同様でございます。8款、

1 項繰越金は、介護保険料の余剰金や国や県への返還金を前年度から繰り越したものです。歳出でございますが、4 款、1 項基金積立金は支払基金追加交付分などの積立て、5 款、1 項償還金及び還付加算金は国・県等への負担金交付金の実績による超過分の返還、同じく 2 項繰出金は一般会計への実績による超過分の返還及び重層的支援体制整備事業への追加繰出しでございます。

○田中委員長 御質問等はありませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 それでは、採決をいたします。議案第 78 号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○田中委員長 異議なしと認めます。よって、議案第 78 号、令和 7 年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第 1 回)は、原案どおり決しました。つづきまして、その他に入ります。資料は、文教厚生委員会、令和 7 年、9 月 12 日開催を御準備ください。資料③となります。土浦市立図書館一部運営業務委託プロポーザルの選定結果について執行部より説明をお願いいたします。

○武藤図書館長 資料の③をお願いいたします。図書館の一部運営業務委託プロポーザルの受託候補者の選定結果について御報告いたします。図書館の窓口等の一部業務につきましましては駅前開館から民間の専門事業者へ委託をしておりますが、今年度末で委託期間が終了となるため、公募型プロポーザルによる受託事業者の選定を進めておりました。選定につきましては、選定検討委員会において運営実績や専門性、企画力、人材育成等、総合的な評価を行った結果、受託候補者は株式会社図書館流通センターになります。こちらは現委託事業者であり、駅前開館以来、継続してお願いしている事業所です。今回は 3 社より参加申込みがあり、審査は 8 月 20 日に各社のプレゼンテーションと質疑応答を行い、選定検討委員 5 名の評価審査の合計点により決定いたしました。参加者の合計評価点は、記載のとおりでございます。今後 10 月下旬には契約を締結する予定となっております。

○田中委員長 御質問等はありませんか。

○鈴木委員 2 位の業者と 2 点差という非常に微妙な結果だったのですが、A 社のほうからの異議申立て等はなくスムーズに決まっていますか。

○武藤図書館長 今のところ異議等は受けておりません。

○鈴木委員 あと、特定と書いてあるのですが、この意味を教えてください。

○武藤図書館長 特定というのは、契約をする候補に挙がったという意味で、まだ決まったわけではなく、契約した時点で決定ということになりますので、そのような呼び方をさせていただいております。

○田中委員長 ほかに御質問等ありますか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 最後に、委員会の審査について委員長報告に盛り込むべき事項はございますか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 そのほか執行部から何かありますか。

(「ございません」という声あり)

○田中委員長 委員の皆さんから執行部へ何かありますか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 それでは、暫時休憩といたします。休憩中に分科会を開催いたします。

(午前11時31分休憩)

(午前11時40分再開)

○田中委員長 文教厚生委員会を再開いたします。つぎに、各種委員会委員の選出についてになります。選出する委員は、土浦市民生委員推薦会委員となります。委員の任期は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までとなります。現在の委員は、勝田委員と根本委員でございます。今回は2名の選出となります。いかがいたしましょうか。

○吉田(千)委員 私お願いできますでしょうか。

○田中委員長 私もお願いしたいと思います。

○勝田委員 私なかなか行けないので、希望する方がいたらお願いします。

○根本委員 私もお譲りしたいと思います。

○田中委員長 それでは、土浦市民生委員推薦会委員には、吉田委員と私ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○田中委員長 それでは、土浦市民生委員推薦会委員には、吉田委員と私に決まりました。選出された委員はよろしく願いいたします。以上で文教厚生委員会を閉会いたします。